

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震で被災した被保険者の 一部負担金等の取扱いについて

【取扱いについてのポイント】

- 対象者であるかを確認（窓口での支払が猶予される）
- 患者負担を含めて10割をレセプトで請求
- 当面5月診療分までが猶予対象

【取扱いについての詳細】

医療機関の対応等

- (1) 下記の対象者の申し立てをした者について、被保険者証等から被災地区居住者
- (2) であることを確認し、その内容を診療録の備考欄に簡潔に記録。

被保険者証等が提示できない場合は以下を確認しておく

社会保険の場合（高齢受給者も含む）

氏名、生年月日、被保険者の勤務する事業所名、住所及び連絡先

国民健康保険、（高齢受給者も含む）・後期高齢者

氏名、生年月日、住所及び連絡先（国民健康保険組合の場合は組合名）

上記 、 の内容は診療録に記録する

- (2) この事務連絡に基づき猶予した場合は、**患者負担分を含めて10割を審査支払機関等へ請求すること。**

なお、請求の具体的な手続きについては、追って連絡予定。

取扱いの期間

当面、5月診療分、調剤分及び訪問看護分について、5月末日まで支払を猶予。

対象者

- (1)及び(2)のいずれにも該当する者であること。

- (1)東北地方太平洋沖地震又は長野県北部の地震により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした旨
主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨

(2) 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用市町村のうち、

【岩手県】全34市町村、

【宮城県】全35市町村、

【福島県】福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、伊達郡川俣町、安達郡大玉村、岩瀬郡鏡石町、岩瀬郡天栄村、耶麻郡磐梯町、耶麻郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、河沼郡湯川村、大沼郡会津美里町、西白河郡西郷村、西白河郡泉崎村、西白河郡中島村、西白河郡矢吹町、東白川郡棚倉町、東白川郡矢祭町、石川郡石川町、石川郡玉川村、石川郡平田村、石川郡浅川町、石川郡古殿町、田村郡三春町、田村郡小野町、双葉郡広野町、双葉郡楢葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡新地町、相馬郡飯館村、青森県八戸市、上北郡おいらせ町、

【茨城県】水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡阿見町、那珂市、稲敷郡美浦村、稲敷群河内町、栃木県宇都宮市、

【千葉県】旭市、香取市、山武市又は山武郡九十九里町

(平成23年3月14日17時30分現在、追加して適用があれば当該適用市町村を含むものとする。)

【長野県】下水内郡栄村、

【新潟県】十日町市、上越市又は中魚沼郡津南町

(平成23年3月12日17時00分現在、追加して適用があれば当該適用市町村を含むものとする)

該当通知

平成23年3月11日厚生労働省保険局医療課事務連絡

平成23年東北地方太平洋沖地震による被災者に係る被保険者証等の提示について 他